

介護保険条例

平成 13 年 3 月 1 日

久慈広域連合条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 久慈広域連合（以下「広域連合」という。）が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第 1 条の 2 介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、60 人以内とする。

(規則への委任)

第 1 条の 3 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(保険料率)

第 2 条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第 1 項第 1 号に掲げる者 35,760円
- (2) 令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者 50,040円
- (3) 令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 53,640円
- (4) 令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 64,440円
- (5) 令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者 71,640円
- (6) 令第39条第 1 項第 6 号に掲げる者 85,920円
- (7) 令第39条第 1 項第 7 号に掲げる者 93,120円
- (8) 令第39条第 1 項第 8 号に掲げる者 107,400円
- (9) 令第39条第 1 項第 9 号に掲げる者 121,680円

2 平成30年度から平成32年度までの令第39条第 1 項第 6 号イの広域連合の定める額は、120万円とする。

3 平成30年度から平成32年度までの令第39条第 1 項第 7 号イの広域連合の定める額

は、200万円とする。

4 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イの広域連合の定める額は、300万円とする。

5 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イの広域連合の定める額は、300万円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,160円とする。

(普通徴収に係る保険料の納期等)

第3条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 7月1日から同月31日まで
- (2) 第2期 8月1日から同月31日まで
- (3) 第3期 9月1日から同月30日まで
- (4) 第4期 10月1日から同月31日まで
- (5) 第5期 11月1日から同月30日まで
- (6) 第6期 12月1日から同月25日まで
- (7) 第7期 翌年1月1日から同月31日まで
- (8) 第8期 翌年2月1日から同月28日（閏年の場合は、同月29日）まで

2 広域連合長は、第1号被保険者に前項の納期により難い特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、広域連合長は、当該第1号被保険者又は連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第5条において同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。

3 第1項に規定する各納期の納付額は、当該年度分の保険料の額を同項の納期の数で除して得た額とする。この場合において、各納期の納付額に100円未満の端数があるとき、又はその納付額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る納付額に合算するものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の取扱い)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第

1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。）、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第5条 広域連合長は、保険料の額を定めたときは、速やかに、これを第1号被保険者又は連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（保険料の督促手数料）

第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

（延滞金）

第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2 前項の延滞金については、延滞金の額の基礎となる額に1,000円未満の端数があるときはその端数を、当該基礎となる額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨て、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数を、当該延滞金の全額

が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てるものとする。

3 第1項の延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 広域連合長は、延滞金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めたときは、第1項の延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第8条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付をすることができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により保険料の納付が著しく困難なこと。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して広域連合長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付(以下「特別徴収対象年金給付」という。)の支払の日

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第9条 広域連合長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されているものにあつては納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されているものにあつては特別徴収対象年金給付の支払の日前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して広域連合長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払の日

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する他の者（以下「世帯員」という。）のうち市町村民税が課税されたものの有無その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書（第1号被保険者並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員が同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第4項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市町村長に提出されている場合においては、この限りでない。

(過料)

第11条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条

第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第12条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第13条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第14条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第15条 第11条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第11条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(広域連合設置に伴う経過措置)

第2条 この条例施行前の介護保険条例（平成12年久慈市条例第9号）、介護保険条例（平成12年野田村条例第8号）、介護保険条例（平成12年山形村条例第26号）、介護保険条例（平成12年大野村条例第15号）及び介護保険条例（平成12年普代村条例第27号）（以下「旧市村条例」という。）の規定により課した保険料又は課すべき保険料については、なお従前の例による。

2 この条例施行前に旧市村条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平成13年度における保険料率の特例)

第3条 平成13年度における保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,500円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 20,250円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 27,000円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 33,750円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 40,500円

(平成13年度における納期等の特例)

第4条 平成13年度においては、第4期から第8期までの各納期に納付すべき保険料の額は、第2期及び第3期の各納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成13年度において賦課期日後に第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の取扱いの特例)

第5条 平成13年度においては、保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第6条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。以下この条において同じ。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4

号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(2) 当該該当するに至った日が平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額及び該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(3) 当該該当するに至った日が平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、同項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(生活困窮者に係る保険料の減額の特例)

第7条 広域連合長は、当分の間、第9条第1項に定めるもののほか、生活に困窮していることによりその納付すべき保険料を納付することが困難と認められる者のうち特に必要があると認められるものに対し、保険料を減額することができる。

2 前項の規定により保険料の減額を受けようとする者の申請又は当該減額を受けた者の申告については、第9条第2項又は第3項の規定を適用する。

(延滞金に関する経過措置)

第8条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の

前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第9条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年9月30日までの間を行わず、平成28年10月1日から行うものとする。

（平成28年台風10号の被災者に対する保険料の減免の特例）

第10条 平成28年台風10号により第8条第1項各号に該当した場合の第9条第2項の規定による保険料の減免の申請における同項の規定の適用については、同項中「者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されているものにあつては納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されているものにあつては特別徴収対象年金給付の支払の日前7日までに次に掲げる」とあるのは、「者は、次に掲げる」とする。

（平成29年度における保険料率の特例）

第11条 平成29年度における保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 32,520円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 45,480円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 48,720円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 58,440円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 65,040円
- (6) 令附則第20条第1項第6号に掲げる者 78,000円
- (7) 令附則第20条第1項第7号に掲げる者 84,480円

(8) 令附則第20条第1項第8号に掲げる者 97,560円

(9) 令附則第20条第1項第9号に掲げる者 107,280円

2 平成29年度における令附則第20条第1項第6号イの広域連合の定める額は、120万円とする。

3 平成29年度における令附則第20条第1項第7号イの広域連合の定める額は、190万円とする。

4 平成29年度における令附則第20条第1項第8号イの広域連合の定める額は、290万円とする。

5 平成29年度における令附則第20条第1項第9号イの広域連合の定める額は、290万円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,160円とする。

附 則（平成14年3月1日条例第3号）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の介護保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった保険料の減額について適用する。

附 則（平成15年3月5日条例第3号）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の介護保険条例第2条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に種市町介護保険条例（平成12年種市町条例第9号。以下「旧町条例」という。）の規定により課した保険料又は課すべき保険料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に旧町条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年3月3日条例第2号）

改正 平成20年2月28日条例第12号

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の介護保険条例第2条及び第4条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度から平成20年度までにおける保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 30,888円
- (2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 30,888円
- (3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 38,844円
- (4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 35,100円
- (5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 35,100円
- (6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべ

ての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの
42,588円

(7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの
50,544円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 38,844円

(2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 38,844円

(3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 42,588円

(4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部の改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 46,800円

(5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの
46,800円

(6) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定に

よる市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの
50,544円

(7) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの
54,288円

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 38,844円

(2) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 38,844円

(3) 第2条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 42,588円

(4) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当するもの（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号に該当するもの 46,800円

(5) 第2条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第2号に該当するもの 46,800円

円

(6) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 50,544円

(7) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 54,288円

附 則（平成20年2月28日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第5号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の介護保険条例第2条及び第4条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、介護保険条例第2条の規定にかかわらず、39,720円とする。

附 則（平成24年2月27日条例第3号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、48,600円とする。

附 則(平成25年10月29日条例第6号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年11月1日から施行する。ただし、附則第8条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の附則第8条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月25日条例第4号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条に次の5項を加える改正規定(第2条第6項に係る部分に限る。)は、規則に定める日から施行する。(平成27年4月規則第3号で、同27年4月1日から施行)

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の介護保険条例第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月23日条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月30日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年8月30日から適用する。

附 則(平成29年2月14日条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。